

論 説

「イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の概要」

中 村 信 男

- 1 はじめに
- 2 イギリス保険法の特徴・問題点と2012年消費者保険法制定の制度的背景
- 3 2012年消費者保険法の概要
- 4 おわりに

1 はじめに

日本では「保険法」の制定（2008年5月30日。同年6月6日公布。平成20年法律第56号）および施行（2010年4月1日）により、傷害疾病定額保険に関する規律の導入を含め保険契約に係る規律内容の現代化が図られている。これと相前後して、イギリスでも保険法制の見直し作業が行われており⁽¹⁾、その一環として、2012年3月に「2012年消費者保険（告知・表示）

(1) <http://lawcommission.justice.gov.uk/areas/insurance-contract-law.htm>. イギリス保険法改正プロジェクトに関する資料として、The Law Commission and the Scottish Law Commission, Insurance Contract Law : Misrepresentation, Non-Disclosure and Breach of Warranty by the Insured (A Joint Consultation Paper) (Law Com No.189/Scot Law Com No. 134) (July 2007) がある。その邦語役として、甘利公人監訳「英国保険法 共同意見募集書（2007年7月）～不実告知、不告知および保険契約者によるワランティ違反～」((社)日本損害保険協会・(社)生命保険協会、2008年)がある。また、イギリス法における告知義務については、中西正明「最近の英国告知義務判例」同『保険契約の告知義務』269頁以下（有斐閣、2003年）、金子暁実「イギ

法」(the Consumer Insurance (Disclosure and Representations) Act 2012 (c. 6)) (以下、「2012年消費者保険法」という。)が成立した。同法の主眼は、イギリス保険契約法の規律を、保険契約者または被保険者・保険金受取人が消費者である消費者保険契約 (consumer insurance contract) と企業保険契約 (business insurance contract) とで区分するとともに、告知義務違反の場合の処理方法としてプロラタ主義⁽²⁾を明文化することにある。

本稿は、イギリス保険契約法に関する比較法研究の一つとして、2012年消費者保険法について同法制定までの経緯も含めて紹介・概観するものである。

2 イギリス保険法の特色・問題点と 2012年消費者保険法制定の制度的背景

(1) イギリス保険法の特色と問題点

① 保険契約者・被保険者の自発的告知義務

イギリス保険法は、18世紀・19世紀に形成されたコモンロー・ルールと、その一部を法典化した1906年海上保険法 (the Marine Insurance Act 1906) とを基本とし、これらが、消費者保険契約を含むあらゆる形態の保険契約に適用されてきている⁽³⁾⁽⁴⁾。

リスの告知義務について」保険学雑誌572号93頁 (2001年) 等を参照。

(2) プロラタ主義という場合、その処理方法により、比例減額原則、引受基準額原則、割合的減額原則に大別されることにつき、山下友信「告知義務・通知義務に関する立法論的課題の検討」黒沼悦郎＝藤田友敬編『(江頭憲治郎先生還暦記念) 企業法の理論 (下巻)』399頁以下 (商事法務, 2007年), 小林道生「告知義務違反の効果とプロラタ主義」保険学雑誌607号42頁～43頁を参照。

(3) MacGillivray on Insurance Law, 12th ed., Sweet & Maxwell, 2012, para. 17-007.

(4) Explanatory Notes to the Consumer Insurance (Disclosure and Representations) Bill, para. 6.

その上で、保険契約は「最高信義契約」(contract of utmost good faith)⁽⁵⁾の一種とされ、契約当事者に、他方当事者の判断に影響を及ぼすとみられる一切の情報を提供すべき自発的告知義務 (duty to volunteer material information) が課されてきた (1906年海上保険法17条, 18条参照)。すなわち、保険契約者・被保険者は、保険契約の締結の前に、保険者側からの質問がなくとも、その者が認識しているまたは認識すべき情報であって、慎重な保険者 (prudent insurer) の危険選択に影響をおよぼすとみとめられる情報 (重要情報 (material information)) (1906年海上保険法18条2項) をすべて提供すべき義務を負い (同条1項前段)、保険契約者等がこの義務に違反した場合は、保険者は保険契約を取消して (同項後段)、保険金の支払を一切拒絶し、支払済みの保険金の返還を請求することができるとされてきた⁽⁶⁾。

このことを判示したリーディングケース、Carter v. Bohem (1766) 3 Burr. 1905⁽⁷⁾において、判事の Mansfield 卿は、「保険は推測 (speculation) に基づく契約である。偶然性を持つ保険事故発生の可能性 (contingent chance) を測定するための基礎となる特別な事実は、通常、被保険者のみがこれを知っている。保険者 (underwriter) は被保険者の表示 (representation) を信頼するため、被保険者がよもや被保険者の知っている事

(5) イギリスにおける保険契約の最高信義契約性については、石山卓磨「英国保険法における最高信義の義務」同『現代会社法・保険法の基本問題』284頁以下参照 (成文堂, 1997年)。

(6) The Law Commission and the Scottish Law Commission, Consumer Insurance Law : Pre-Contract Disclosure and Misrepresentation (Law Com No. 319/Scot Law Com No. 219) Cm 7758 (SG/2009/255), para. 2. 9.

(7) この事件は、スマトラ島にあるイギリスのマルボロ城塞が敵国に攻撃された場合の城塞の城主 (Governor) の損害を填補するための保険について、当該城塞がフランス軍に攻撃されたため被保険者が保険金を請求したところ、保険者が、被保険者が当該城塞は丈夫でなく敵軍の攻撃を受けるおそれがあるという事実を開示しなかったことを理由に保険金の支払を拒絶した事案であり、被保険者の告知義務違反の有無が争点となった。MacGillivray, supra note 3, at para. 17-004, 石山・前掲論文 (注5) 287頁～288頁。

情を秘匿して保険者の判断を誤らせ、そのような事情が存在しないと誤信させ、保険者をして、当該事情が存在しないものとして危険を評価させることがないとの信頼に基づいて手続きを進めるものである。そのような事情を秘匿することは詐欺 (fraud) であり、したがって保険証券は無効である。当該事情の隠ぺいが、詐欺的な意図なく、誤って生じたものであっても、やはり保険者は欺かれているから、保険証券は無効である。ただし、引き受けられた危険 (risque) が、合意のときに理解され引受けを合意された危険とは現実に異なっているからである。(中略) 信義 (good faith) は、両当事者に対し、その者だけが知っていることを秘匿することによって、当該事実を認識せず反対のことを信じている他方当事者を交渉に引き込むことを禁止する。」と判示した。

これにより、保険契約者・被保険者の告知義務の法的根拠が、通常は保険契約者・被保険者に専有されている保険者の保険引受けの有無の判断および危険測定のための重要事実を、これを知らない保険者に提供させることの必要性に求められただけでなく、保険契約者・被保険者が過失によってこの義務を懈怠し重要事実の不告知または不実告知があったときにも、保険者による保険契約の効力否認が認められることが明らかにされた。この判例は18世紀半ばの古い先例であるが、イギリスでは基本的にこれが現在も先例性を維持しているといわれている⁽⁸⁾。

② 消費者保険契約への影響

コモンローにより形成され1906年海上保険法に成文化されている上記の保険契約者・被保険者の自発的告知義務とそれを前提と義務懈怠の効果は、保険契約者・被保険者が消費者であっても適用されると解されているが、その結果として消費者にとっては極めて酷な結果がもたらされることもある。第1に、消費者保険契約では、保険契約者または被保険者がこの

(8) MacGillivray, *supra* note 3, at para. 17-005.

ような自発的告知義務を負っていることをそもそも認識していないことが多い上に、仮にその種の義務を保険契約者等が認識していたとしても、保険契約者・被保険者において何が慎重な保険者の危険選択にとって重要なものであるかを自ら判断することが困難であるため、消費者がこの義務を履行することはほとんど期待できない⁽⁹⁾。もっとも、保険者が保険契約者等の自発的告知義務の違反（non-disclosure）を理由に契約の取消しを行うには、判例法上、保険者から見て重要な事実の不告知があったが故に保険者が当該保険契約の締結に至ったという誘因（inducement）の要件を充足することが必要とされ⁽¹⁰⁾、その立証責任が保険者側にあるとされているため、この自発的告知義務の違反が保険契約者等に及ぼす影響は若干緩和されている。それでも、告知されなかった事項が重要事項であるときには、誘因要件の充足が推定されると解されているため⁽¹¹⁾、依然として自発的告知義務を怠った場合の法効果は、保険契約者等が消費者である場合に苛酷なものと考えられてきた。

第2に、保険契約者等に告知義務違反が認められる場合の保険者の救済についても、従来のルールでは保険者が保険契約を取消し保険金支払義務の全部を免れる全部免責主義が基本とされていたため、保険契約者等にとっては不利な結論が導かれることも少なくなかった⁽¹²⁾。

第3に、イギリス法における保険契約者等の告知・表示義務違反については、告知されなかった重要事実または不実表示された重要事実とは全く無関係な事由により保険事故が発生した場合であっても、告知義務違反を

(9) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *supra* note 6, at para. 2. 11.

(10) *Pan Atlantic Insurance Co Ltd v Pine Top Insurance Co* [1995] 1 AC 501 (HL).

(11) John Birds, *Birds' Modern Insurance Law*, 8th ed., Sweet & Maxwell, 2010, p. 131 (para. 7. 10).

(12) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *supra* note 6, at para. 2. 14.

理由とする契約の解除・保険金支払義務の全部免責を保険者が主張することが認められている。この点でも、従来のイギリス保険法は、わが国よりも告知義務違反が認定されやすく、消費者には厳しい結果をもたらす傾向にあったものである。

③ 保険契約者等の真実表示義務と消費者の不意打ちリスク

また、イギリス法では上記の自発的告知義務のほかに、保険契約の締結に際し保険契約申込者等が保険者に行った一切の重要な表示は真実でなければならないとされており（真実表示義務）（1906年海上保険法20条1項）、保険者からの質問に対して保険契約者等の行った事実の表示（representation of fact）が真実でなかったときは、当該表示を行った保険契約申込者が誠実かつ合理的に行動したとしても、真実表示義務違反となり、保険者は保険契約を取消することができる。殊に、保険者が、非常に広範な、あるいは、質問の内容等が必ずしも明確でない質問を行っている場合には、保険契約者等が合理的な注意を払ったとしても、結果的に不正確な回答をしてしまうことがある。その場合も、保険契約者等に不実表示があったものとして扱われてきた。しかも、真実表示義務違反の場合も保険契約全部の取消しと保険者の全部免責の効果が生ずるため、その法効果がやはり保険契約者等にとっては酷な結論をもたらしてきた⁽¹³⁾。

④ 「契約の基礎」条項と消費者の不意打ちリスク

コモンロー・ルールを具体化した制定法規定の一つである1906年海上保険法第20条は、前述のように消費者である保険契約者等にとっては酷な効果を伴うものであるが、あくまで、保険契約者等による不実表示が、慎重な保険者（prudent insurer）にとっての重要事実に関するものであって、かつ、その不実表示が保険者による当該保険契約締結の誘因となったとき

(13) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 2. 15, 2. 20.

に限り、保険者の救済（保険契約の取消し、保険金の支払拒絶）を認めるものであり、その点では同規律の発動に一定の限定が付されている。

しかし、コモンロー上、保険者は、保険契約の申込書（proposal form）の中に、「保険契約者等の与えた回答が契約の基礎（the basis of the contract）を構成する」旨の文言を挿入することで、保険者にとっての重要事実に関するものであるかどうかを問わず、とにかく保険契約者等による一切の表示を「真実性保証」（warranty）へと法律上転換することができる⁽¹⁴⁾とされてきた。1906年海上保険法第33条第3項によれば、真実性保証は「危険測定に関するか否かにかかわらず、これを正確に履行しなければならない」契約条件であると規定されているため、保険者は、上記のような文言を契約申込書に付しておけば、保険契約者等がすべての回答についてその真実を保証していることを主張・立証することによって、いかに些細なまたは重要でない事項であっても、それに関する不実表示を理由に保険契約を取消することができる⁽¹⁴⁾。また、保険契約者等に過失すらない場合であっても、真実性保証義務違反を理由とする契約の取消しを行うことが可能であった。

（２）消費者保険契約に係る立法的対応の必要性

① 消費者保険契約に係るルール見直しと当初の対応策

イギリス保険法の伝統的なルールを消費者保険契約に適用することで、当該契約の一方当事者または関係者となる消費者に酷な結果や不意打ちとなる法効果をもたらすことの問題性は明らかであり、規律内容が消費者保険契約にとって適切でないことにほぼ異論はなかったようである。そのため、保険契約における保険契約者・被保険者の不実表示・不告知に関するコモンロー・ルールの見直しに向けてこれまでいくつかの報告書が公表されてきた。その嚆矢が、1957年に法律改正委員会（the Law

(14) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 2. 23, 2. 24.

Reform Committee) が公表した「法律改正委員会第 5 次報告書」(Fifth Report of the Law Reform Committee (1957) Cmnd 62) であり、その後、1980年にイングランド法律協会 (the English Law Commission) が行った保険契約における不実告知および真実性保証違反に関するコモンロー・ルールの検証作業では、その結論として、その面での法改正の必要性には疑問の余地がないものの、法改正が遅れすぎていることが指摘されていた⁽¹⁵⁾。また、その面での法改正は、全英消費者協議会 (the National Consumer Council) の1997年報告書「保険法改正：消費者の立場から見た保険法見直し」⁽¹⁶⁾でも強く求められていた。しかも、2002年に公表された英国保険法協会 (the British Insurance Law Association) の報告書「保険契約法改正：法律協会への勧告」⁽¹⁷⁾において、同協会としても保険契約法の改正の必要性があることを確認しているとの見解の表明がなされたことから、法律協会として、再度、保険契約における不実表示・不告知に関する法改正の問題に取り組むこととなった⁽¹⁸⁾。

しかし、このように保険契約法改正を求める多くの報告書が公表されてきたにもかかわらず、立法措置はなかなか進まなかった。それは、保険業界が1906年海上保険法の規律を正当化しようとしたからではない。保険業界においても、同法の定める規律の多くが現代の保険市場においては適当でないことで意見の一致をみていながら、英国保険業協会 (the Association of British Insurers) やその前身組織が、ルールの変更は法律それ自体の改正によるのではなく、自主規制の問題またはオンブズマンの裁定の間

(15) The English Law Commission, Insurance Law, Non-Disclosure and Breach of Warranty (1980), Law Com No. 104, para. 1. 21.

(16) National Consumer Council, Insurance Law Reform: the Consumer Case for Review of Insurance Law (May 1997).

(17) BILA, Insurance Contract Law Reform-Recommendations to the Law Commissions (2002).

(18) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *supra* note 6, at para. 1. 7.

題としてこれを行う方が望ましいと主張し続けてきたからである⁽¹⁹⁾。

それでは、イギリスでは実務対応として、どのような取組みが行われてきたのであろうか。以下、これを、金融監督機関による取組みと、金融オンブズマンによる対応とについて見てみよう。

② 実務の対応

(a) 金融監督機関による取組み (ICOBS) 第 1 に、イギリスでは、金融サービス機構 (Financial Services Authority) が 2005 年以降、保険全般についても監督を行ってきた。FSA は、2012 年金融サービス法 (the Financial Services Act 2012) により、2013 年 4 月 1 日以降、イングランド銀行 (the Bank of England) の下で金融システムの健全性確保を担う健全性規制機構 (the Prudential Regulation Authority) と、金融サービス業者の行為規制を担当する金融サービス規制機構 (the Financial Conduct Authority) (以下、FCA と略称する。) とに分割され、保険事業の監督は FCA が行っている。そして、FCA の「金融サービス規制機構ハンドブック」 (the FCA Handbook) に規定されている「保険事業ソースブック (the Insurance Conduct of Business Sourcebook)」 (以下、ICOBS という。) では、保険者が保険金請求を迅速かつ公正に処理しなければならないとの原則を示し (ICOBS 原則第 6)、不合理に保険金請求を拒絶したり保険契約を取り消したりしてはならない旨を明示する (ICOBS ルール 8.1.1)。

ICOBS は、第 1 に、消費者保険について、保険者が消費者からの保険金請求を、保険契約者・被保険者からの告知を合理的に期待できない危険測定上の重要事実の不告知または保険契約者等に過失のない危険測定上の重要事実の不実表示を理由に拒絶することは、詐欺の立証がない限り、不合理なものと規定する (ICOBS ルール 8.1.2)。第 2 に、ICOBS ルール 5.1.4 のガイダンスでは、保険者が、保険契約者・被保険者に対し、重要事実

(19) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 2. 29.

をすべて告知すべき義務の存在と、告知すべき事項、告知義務懈怠の場合の効果を説明すること、重要事項について保険契約者等に対し明確な質問を行うことを推奨する。

FCA によるこうした取組みは、これに従わない保険業者に対する是正措置を FCA が講じることができるため、比較的実効性が高いが、個々のケースの解決策にならないことに加え、制定法上の措置でないがゆえに、確立した判例法理を変更できない。そのため、現実の紛争処理においては依然、従来の判例法理が適用され、消費者である保険契約者・被保険者の請求が重要事実の不告知・不実表示を理由に棄却される可能性が高く、必ずしも十分な問題解決の機能を果たしていないと指摘されている⁽²⁰⁾。しかも、ICOBS には、契約の基礎条項の利用とを禁止する規定が置かれていないために、保険者の中には、明文の禁止規定がないことを理由に、契約の基礎条項を保険契約に盛り込む例が現存し、保険契約の締結を行った消費者が不意打ちを受けるおそれがあることが指摘されている⁽²¹⁾。

(b) 金融オンブズマン・サービスによる対応 第 2 に、2000 年金融サービス・市場法に存在根拠を有する金融オンブズマン・サービス (the Financial Ombudsman Service) (以下、FOS という。)⁽²²⁾ による対応についてみると、第 1 に、FOS は、同法第 228 条 2 項により、紛争を、FOS において当該紛争に関する一切の事情を考慮して公正かつ合理的と考えるところに従って解決することを求められている。その結果、FOS は、モンロー・ルール適用の結果が FOS から見て不当であると考えるときは、同ルールから離脱することができるため、この機能を通じて従来の保険法

(20) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 2. 38, 2. 39.

(21) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 2. 44, 2. 45.

(22) イギリスの金融オンブズマン・サービスについては、松澤登「英国オンブズマン制度に関する一考察—告知制度を中心に—」生命保険論集 168 号 207 頁以下 (2009 年) に詳しい。

ルールの消費者保険契約への適用を排除する余地が残されている。

第 2 に、FOS は、業界の自主規制⁽²³⁾において、保険者に、保険契約者等に対し、一般的に重要と認められる重要事実について明確な質問を行うことを義務付けていたことをもって、保険者は、質問をしなかったときは、重要事実の不告知を主張することができないことを意味するものと解釈し、1906 年海上保険法でも定められていた保険契約者等の自発的告知義務の適用が排除されるものとしていた。ただ、ICOBS ルール 8.1.2 が自発的告知義務を前提とするため、規律間の不整合が指摘されており、依然として、消費者保険契約に伝統的なルールが適用され、消費者が不測の不利益等を受けるおそれのあることが問題として残されていた⁽²⁴⁾。

第 3 に、FOS は、保険契約者等による重要事実の不告知・不実表示を、消費者が合理的に行動しながら不実表示となった善意無過失によるもの（innocent misrepresentation）と、消費者が軽過失で不実表示を行った過失による不実表示（careless/negligent/inadvertent misrepresentation）、および、消費者が意図的または重大な過失により不実表示を行った悪意または重過失による不実表示（deliberate or reckless misrepresentation）に分類した上で、それぞれのケースの法効果を区分する。まず、善意無過失による不実表示のケースは保険契約を有効として保険者の責任を全部認める。その一方、悪意または重過失による不実表示のケースでは従来通り保険者による保険契約の取消と全部免責を許すが、保険契約者等が軽過失により重要事実の不実表示を行った場合において、正確な告知が行われていたならば保険者がより高い保険料を適用したと判断されるときは、保険者は、当

(23) これは、1977 年に英国保険協会（the British Insurance Association）とロイズ保険組合とが公表した「保険実務に関する声明（the Statements of Practice）」によるものである。同声明は 1986 年の改正で内容が保険者にとって厳格化されているが、2005 年に廃止されて、金融オンブズマン・サービスの行動指針へと承継されている。The Law Commission and the Scottish Law Commission, *supra* note 6, at paras. 2. 31, 2. 32.

(24) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 2. 48.

初の保険料をより高い保険料で除して得られた割合を約定保険金額にかけ算出される金額を支払うものとし、プロラタ主義を採用する。とりわけ軽過失による不実表示のケースにおけるプロラタ主義の採用はフランス法に倣うものであるが、イギリスでも現実に機能し、公正であるとの評価を得てきている⁽²⁵⁾。

③ 立法的対応の必要性和その背景

イギリス保険法の伝統的なルールを消費者保険契約に適用することにより生ずる前記問題点については、業界の自主ルールに基づく取組み、保険業の監督を行う FCA（従前は FSA）の取組み、および、金融オンブズマン・サービスによる対応によって、ある程度の是正が図られている。しかし、こうした取扱いでは、前述した FCA の取組みと FOS の対応との不整合から明らかなように、基準やルールが錯綜し整合性を保っていないために、十分な問題解決策になっていない上に、それが実務上の取扱いの混乱を生じさせていると指摘されていた⁽²⁶⁾。

また、FOS の取組みは実質的に従来の保険法ルールの修正を図るものであるが、FOS が拘束力のある裁定を行える事案が、保険金額で10万ポンド以下のケースに限られているため、すべての消費者に対して実効性のある保護の手を差し伸べるものでないこと、FCA Handbook の紛争解決ソースブック（Dispute Resolution Sourcebook）によれば（para. 3.3.1）によれば、FOS に紛争解決の申立てが行われた場合でも FOS において当該案件を裁判所、調停その他の苦情処理スキームにおいて処理する方が適当であると判断するときは、FOS による紛争処理が行われないうちに、依然として、問題の解決が1906年海上保険法の規律をベースとする司法審査

(25) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 2. 48, 2. 49, 2. 53.

(26) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 3. 9~3. 17.

に委ねられ、消費者に酷な結果が生ずる余地が残されていることから、FOS による取組みにも限界があるとされていた⁽²⁷⁾。

こうした事情を制度的背景として、少なくとも消費者保険契約については、コモンロー・ルールや1906年海上保険法の定める規律の適用を排除するとともに、錯綜気味の実務対応を整理して、保険契約者・被保険者となる消費者にとっても保険契約締結前の保険契約者・被保険者の告知義務に関する合理的なルールを形成するものとして、制定法の導入が不可欠とされたことから、2012年消費者保険法の制定に至ったものである。

3 2012年消費者保険法の概要

（1）2012年消費者保険法の構成

2012年消費者保険法は、まず対象となる「消費者保険契約」を定義した上で（同法第1条）、第1に、保険契約者または被保険者となる「消費者」が保険契約締結の前に保険者に対して不実の表示を行わないようにする合理的注意を払う義務を負う旨を定めること（最高信義契約性の修正）で（同法2条2項）、過失の有無を問わず不実告知・不実表示につき契約の全部取消を許してきた既存の保険法理を変更する。

第2に、当該義務の違反の場合の効果についても、保険契約申込者である消費者の主観的事実を、悪意またはそれに準ずる場合と、不注意（過失）の場合とに分け、前者の場合は、保険者に保険契約の取消と保険金請求全部の拒絶、保険料返還義務の免除を認める一方、後者の場合は、不実表示等がなければ保険者がどのように対応したかによって、法効果を、保険契約の取消と保険金請求全部の拒絶、保険契約の条件の変更、支払保険金の減額にきめ細かに区別し（同法4条・5条、第1附則2条～8条）、プ

(27) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras.3.4~3.8, 3.48.

ロラタ主義を採用することを明記する。

第3に、消費者保険契約では、真実性保証 (warranty) 義務を保険契約者・被保険者に負わせることができないものとし (同法6条)、不意打ち防止措置を講じている。以下、主要な点 (上記第1および第2) について概観する。

(2) 適用対象となる消費者保険契約の意義と射程

2012年消費者保険法の適用対象となる消費者保険契約とは、同法において、自己の取引 (trade)、営業 (business) または専門職業 (profession)⁽²⁸⁾ に関係しない目的のためだけに、または、その目的を主眼として保険契約を締結する自然人と、保険業を営みその事業の一環として保険契約の当事者となる者との間で締結される保険契約をいう (同法1条)。消費者とは、上記の目的のために消費者保険契約を締結する自然人 (individuals) をいう (同条)。ここでは、消費者概念の構成要件が、自然人であることのほか、保険契約締結がもっぱら、当該自然人の取引、営業または専門職業と無関係な目的のためだけに行われるか、または、当該目的を主目的として行われることとされている。そのため、その要件充足の有無はケース毎に判断される事実問題であり、例えば、自営の請負業を営む個人が主として自家用で使う自動車について自動車保険契約を締結する場合は、当該自動車を営業に用いているとしても、消費者として扱われる。これに対し、所有建物等を賃貸する個人オーナーが当該建物について火災保険契約を締結する場合は、事業者として扱われると解されている⁽²⁹⁾。

ちなみに、2012年消費者保険法では、グループ保険契約 (group insurance)⁽³⁰⁾ においては被保険者 (損害保険) または保険金受取人 (生命保険

(28) 専門職業 (profession) の例としては、プロサッカー選手が挙げられている。The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 5. 14.

(29) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 5. 18, Explanatory Notes, *supra* note 4, para. 18.

等）が同法にいう消費者であれば、その者を保険契約者とみなし、同法に定める保険契約者の義務を課すが、保険契約者が企業者であるときは、名目上の保険契約者は引き続きコモンロー・ルールの適用を受けるとされている。そのため、保険契約者が企業者であるときは、企業保険（business insurance）における不告知・不実告知となるため、消費者である被保険者・保険金受取人にとっては酷な結果が生ずるおそれがある。この点は、2012年消費者保険法の制定の過程において既に指摘され、その取扱いの如何が一つの論点とされていた⁽³¹⁾。この種の保険契約の典型事例である団体保険にあっては被保険者・保険金受取人の数が数千人に上ることもあるため、2012年消費者契約法の適用を否定されると、告知義務違反を理由とする契約解除の余地が広がることから、被保険者等である従業員が自己に何らの過失もないのに、保険保護を受けることができなくなる。しかし、その問題が、保険契約以外の第三者のためにする契約においても起こり得ることであることから、2012年消費者保険法では、その問題の解決を同法の規律により図るとの考え方が採用されなかったものである⁽³²⁾。

（３）消費者保険契約における保険契約者・被保険者の義務

① 自発的告知義務から質問回答義務への移行

2012年消費者保険法では、消費者保険契約の保険契約者・被保険者（the insured）は、消費者保険契約の締結または変更に際して、不実表示（misrepresentation）⁽³³⁾を行わないようにする合理的な注意（reasonable

(30) これは、使用者が多数の従業員を被保険者等として保険契約を締結する場合を典型例としながら、一人の建物賃貸人が一人の建物賃借人のために損害保険契約を締結する場合も含むとされている。The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. A. 42.

(31) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 7. 17.

(32) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 7. 18, 7. 19.

(33) representation を告知と訳することもあるが（例えば、甘利監訳・前掲（注1））、本稿では、これを表示と訳し、disclosure を告知と訳することにする。

care) を払う義務を負うものとされる (同法 2 条 2 項)。これにより、第 1 に、これまで多くの批判を受けてきた 1906 年海上保険法 18 条 2 項所定の自発的告知義務が、消費者保険契約に関する限り保険契約者・被保険者たる消費者には適用されなくなり (2012 年消費者保険法 2 条 4 項)、コモンロー・ルールもその限りで修正をうけることとなる (同条 5 項 a 号)。また、消費者が保険契約者または被保険者として負う告知義務の性質を、不実表示を行わないようにするための注意義務へと変容させたことは、同時にこの告知義務を、保険者の質問に対し誠実に回答し、その際、自己の回答が正確で且つ漏れのないことにつき合理的注意を払うことを基調とする義務へと移行させることも意味する⁽³⁴⁾。したがって、これは、保険契約者・被保険者が善意・無過失であっても、結果として不告知・不実表示であるときは、保険契約の取消しを免れないものとしてきたコモンロー・ルールや 1906 年海上保険法の規律を修正するものであるが、既に FOS が用いてきている前記取扱いを制定法に取り込むものでもある。

ちなみに、消費者たる保険契約者・被保険者の契約締結時の告知義務が保険者の質問に対する回答義務とされたこと、他方で、2012 年消費者保険法は保険者に特定の質問を行うことを義務化していないことに関連して、保険者が包括的な質問を行った場合の消費者の保険契約者等としての注意義務違反の有無をどのように判定するかが問題となる。例えば、住宅総合保険契約の締結時に保険者が「その他当方において認識しておくべき何らかの危険がありますか。」という包括的な質問をしたところ、保険契約者等がその建物内で花火を制作することは、その種の事実は合理的な消費者であれば当該質問にいう危険に該当すると考えられる。それにもかかわらず、当該保険契約者等が「該当する危険はない」と回答することは、

また、2012 年消費者保険法第 2 条第 2 項・第 3 項では不実表示 (misrepresentation) という用語が用いられているが、これは重要事実に係る不実告知だけでなく、不告知をも包摂するものと解されている。The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 5. 50.

(34) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 5. 37.

当該保険契約者等が危険に該当するとの認識を欠いているとしても、そのことにつき注意義務違反を認定されるであろう。一方、川の近くに住む人が、当該保険契約の締結にあたり、川のそばに住んでいるという事実から、洪水（flood）の危険があると認識することは、合理的に考えて期待できないため、その事実を告げなかったとしても、基本的には注意を怠ったことにはならないとされている⁽³⁵⁾。

第2に、客観的事実として不実表示が行われた場合であっても、消費者が保険契約者・被保険者として合理的な注意を払っていたときには（善意無過失の不実表示）、保険者による保険契約の取消し等の保険者救済が認められず、当該契約はそのまま有効なものとして扱われる。問題は、どのような場合に消費者たる保険契約者または被保険者の不実表示が善意無過失によるものとされるのか、ということである。この点の判断にあっては、一切の事情を勘案するものとされているが（2012年消費者保険法3条1項）、合理的消費者（reasonable consumer）を基準とするアプローチが基調とされている（同条3項）。その上で、例えば、保険者が重要事実に係る包括的な質問を行っているため、合理的な消費者であれば、保険者がその時点で特定の情報を求めているものとは理解しないと認められる場合、消費者が自己の回答が真実であると信頼するだけの合理的理由を有している場合、合理的な消費者であれば、ある事実が、保険者として知りたいと考える事実とは考えない場合、消費者が、保険者が当該情報をすでに入手していると考えることが合理的である場合等のほか、保険者の質問表の内容設計等に問題があるために、合理的な消費者であっても質問に気づかないとみられる場合等（同条2項参照）が、善意無過失の不実表示事例として例示されている⁽³⁶⁾。

いずれにせよ、不実表示に係る保険契約者等の注意義務違反は基本的に

(35) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 5. 34.

(36) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, paras. 5. 71, 5. 72.

これを保険者が立証すべき責任を負うが（同法5条4項）、保険者の質問が明確かつ特定のである場合には、消費者は当該質問事項が保険者にとって重要であることを認識していたとの推定が働くため（同条5項）、それに対する保険契約者等の回答が事実と異なっていることを主張すれば、それが保険契約者等の不注意の一応の立証になると解されている⁽³⁷⁾。

（４）告知義務違反の効果

① 保険者救済が認められる不実表示 (Qualifying Misrepresentations)

消費者保険契約に関して、保険契約者または被保険者となる消費者が行った不実表示を理由に保険者の救済が認められるのは、（ア）当該消費者に2012年消費者保険法2条2項に定める注意義務の違反があり、かつ、（イ）保険者が、当該不実表示がなければ、当該保険者としては当該消費者保険契約をまったく締結しなかった（またはその変更に同意しなかった）か、または、異なった条件であったならば、そのときに限り当該消費者保険契約の締結または変更の同意を行ったであろうことを証明するときである（2012年消費者保険法4条1項）。これを、保険者救済が認められる不実表示 (qualifying misrepresentation) といい（同条第2項）、保険契約者・被保険者である消費者の主観的事情により、保険契約者等に悪意 (deliberate) または重過失 (reckless) がある場合と、過失 (careless) がある場合とに区分されて、保険者の救済に違いが設けられている。

まず、悪意または重過失による不実表示の場合における「悪意」とは、消費者が、表示が不実である (untrue) ことか、または保険者の判断を誤らせるものである (misleading) ことを知り、かつ、消費者が、当該不実表示が関連する事項が保険者にとって重要であること (relevant) を知っていたことをいう（2012年消費者保険法5条2項）。悪意に準ずる「重過失」(reckless) とは、消費者が、表示が不実であるか、もしくは、保険者の判

(37) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 5. 87.

断を誤らせるものであるかどうかに配慮しなかったこと、かつ、消費者が、当該不実表示が関連する事項が保険者にとって重要であるかどうかに配慮しなかったことをいう（同項）。すなわち、自己の説明が正確かどうか、説明事項が保険者にとって重要かどうかにもそもそも関心を払わないことをいい、例えば、養子縁組で育てられた人が、自分の産みの親を知らないのにもかかわらず、「実の両親に心臓発作等の経歴、既往症があったか。」という質問に対し、「いいえ」と答える場合のように、自己の回答が正しいのか正しくないのかが分からないのに、一定の方向の回答を行う場合が、これに当たるとされている⁽³⁸⁾。いずれにせよ、不実表示が消費者の悪意または重過失によるものとされるには、当該消費者が告知事項が保険者にとって重要（relevant）であることを知っていたか、またはその認識を欠いたことに重過失があったことの立証も求められるが、2012年消費者保険法は、保険者が明確かつ特定のな（具体的な）質問を行っている限り、当該事項が保険者にとって重要であることを消費者において認識しているものと推定する旨を定めているため（同法5条5項b号）、保険者側の立証負担はさほど大きくないといえるであろう。

これに対し、過失による不実表示とは、消費者が消費者保険契約の締結にあたり注意義務に違反して行った不実表示のうち、悪意または重過失によるものと認められない場合をいう（同条第3項）。

② 保険者救済の種類

それでは、消費者保険契約締結時の告知義務違反が保険契約者・被保険者たる消費者に認められる場合に、保険者にどのような法的救済が認められるか。前述のように、コモンローおよび1906年海上保険法によれば、いずれの場合（さらに善意無過失の場合）も、保険者は保険契約の全部取消し

(38) (社)生命保険協会『生命保険契約に係るいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書（フランス・イギリス・ドイツ）』英22頁（(社)生命保険協会、2007年）。

と保険金支払拒絶，保険料の返還義務免除が認められてきたが，2012年消費者保険法は，保険者の救済を，保険契約者等の悪意または重過失による不実表示の場合と，過失による不実表示の場合とに限りて認め，さらにその救済内容を区別する。

第1に，保険契約者等の悪意または重過失による不実表示と認定される場合は，保険者は，当該契約を取消し (avoid)，すべての請求 (claims) を拒絶できるとともに，消費者にとって不公正とされない限り，払込済みの保険料 (premiums paid) の返還を免除される (2012年消費者保険法附則第1第2条)。ちなみに，貯蓄機能付き生命保険契約において貯蓄スキームに組み入れられる保険料部分については，たとえ消費者が悪意または重過失による不実表示を当該契約の締結時に行ったとしても，これを保険者が保険契約取消後も保持し続けることが不公正であるとみられる場合があると説明されている⁽³⁹⁾。

これに対し，過失による不実表示の場合における保険者の救済は，消費者が消費者保険契約締結時に所定の義務を履行したとすれば，保険者がどのように行動したかを基準とし (同附則第4条)，第1に，保険者が消費者保険契約をいかなる条件であっても締結しなかったとみとめられるときは，保険者は，当該契約を取消し，すべての請求を拒絶することができるが，払込済みの保険料は保険契約者に返還しなければならないとされている (同附則第5条)。この場合に保険者が契約の取消しを主張するには，消費者に対し相当期間の通知を行うことが必要となる (同附則第9条4項b号)。

第2に，保険者が消費者保険契約を締結したとしても，それは異なった条件 (保険料に関する条項を除く。) によるものであったとみとめられるときは，当該契約の取消しは認められず，保険者の請求があれば，当該保険契約が，当該異なった条件に基づいて締結されたものとみなされる (同附

(39) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *supra* note 6, para. 6. 49.

則第 6 条)。この場合も、また次の第 3 の場合も、保険者は当該消費者に対し所定の措置を講じる旨を通知することを要する（同附則第 9 条 4 項 a 号）。

第 3 は、保険者が消費者保険契約を締結したとしても、より高い保険料を課したとみとめられるときであり、この場合は、保険者は、保険金請求に基づいて支払われるべき金額をそれに応じて (proportionately) 減額することができる（同附則第 7 条）。このケースも、当該契約の効力が否認されることはないが、保険料以外の契約事項に関する条件が同一のままであるか、それとは異なったものであったとされるかを問わず、約定保険料をより高い保険料で除して得た割合に約定保険金額を乗じて得た金額の保険金を保険者が支払うものとするプロラタ主義（比例減額原則）（同附則第 8 条）が採用されているわけである⁽⁴⁰⁾。イギリス保険法上初めてプロラタ主義を採用するものであり、その意味で画期的な立法といえるが、イングランド法律協会が 1980 年に公表した報告書では、こうした手法に対して消極的な考え方を示していた⁽⁴¹⁾。それが、2012 年消費者保険法でプロラタ主義の採用に踏み切ったのは、保険契約者・被保険者の告知義務違反の場合に当該保険契約者等の主観的事実の如何を問わず契約の全部の取消を認めることが、イギリス法が因果関係不存在を理由とする契約解除の制限を認めていないことと相まって、消費者に対し過大な不利益を及ぼすものであることに加え、FOS が紛争解決手続の中で過失による不実表示を対象にプロラタ主義に基づく処理を実施しているため、その手法が実務上定着しているとの評価⁽⁴²⁾が得られていることによるものであろう。

(40) 支払保険金額は、約定保険金額（当初の支払予定保険金額）× X % で計算され、X は、実際に課された保険料をより高い保険料で除したものに 100 を乗じて算出する（2012 年消費者保険法附則第 1 第 8 条）。この手法は、フランス法を参考にしたものである。The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid.*, para. 2. 53.

(41) The English Law Commission, *supra* note 15, paras. 4. 103～4. 108.

(42) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *supra* note 6, at

なお、2012年消費者保険法は、生命保険について特例を設けており、消費者が生命保険契約の締結に当たり重要事実につき過失による不実表示を行った場合に、不実表示がなければ当該保険者において保険契約を締結しなかったとみとめられるときであっても、保険者は当該保険契約の取消しを行うことができず、不実表示に係る事項を保険担保から除外するなどして契約を継続することを求められている（同法附則第1第9条5項）。これは、FOS が生命保険契約について実施している取扱いを法制化するものであり、イギリスにおける生命保険契約（死亡保険）が長期契約であって、しかも重度疾病保険が付されていることが一般的であるため、例えば契約締結後に被保険者が癌と診断され保険金受取人として保険金の請求を行おうとしたときに、保険者が契約締結時の過失による不実表示があったことを主張・立証して保険契約を取り消すことを認めると、当該被保険者は以後おそらく同種の生命保険契約を締結することができなくなることから、消費者に苛酷な結果を生じさせるおそれがあることに配慮したものである⁽⁴³⁾。

（５）その他の法的措置と残された課題

以上のほか、2012年消費者保険法は、第1に、消費者保険契約の申込みまたは消費者保険契約の変更（variation）の申込みの際の表示を「契約の基礎」とする旨の「契約の基礎」条項を当該契約に盛り込んでも、その契約上の効力を認めないものとして、不意打ち防止措置を講じている（同法6条）。第2に、不実表示に関する2012年消費者保険法の規定を契約で排除し、消費者を同規定が適用される場合よりも不利な状態に置くこと（contracting out）は無効とされ（同法10条）、片面的強行規定化が図られている。第3に、消費者保険契約が保険代理店等を介して締結された場合において重要事項につき保険者救済が認められる不実表示がみとめられると

paras. 4. 26, 4. 27.

(43) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 6. 85.

きに、当該代理店等の主観的事情をもって消費者の悪意等と認められるかどうかを判断する上で、当該代理店等が消費者の代理人か保険者の代理人かを決することを要し、その際の判断基準を例示する（同法第 9 条、同法附則第 2）。

なお、イギリス保険法改正の議論において、過失による告知義務違反を理由とする契約解除について、生命保険契約を対象とした 5 年の不可争期間（five-year cut-off）や、保険契約一般の問題として告知義務違反と保険事故の発生との間の因果関係不存在の場合の解除権制限（因果関係不存在特則）を導入するかどうか検討されていたが、今回の法改正では見送られている。前者の不可争期間を導入すると、却って、消費者が保険契約の申込みの際に注意を払わなくなることにつながりかねない点が懸念され、ほとんどの保険会社がこれに反対したことが、導入見送りの主因のようである⁽⁴⁴⁾。後者については、2012 年消費者保険法でも、当該不実表示がなければ保険者は当該保険契約を締結しなかったであろうことが証明されれば、やはり契約全体の取消しを保険者に許していることから、それとの整合性もあって、因果関係テストも導入されなかったものである。

4 おわりに

イギリス 2012 年消費者保険法の制定は、これまでのイギリス保険法の運用状況を踏まえると、既に実務上採用されているところを導入したものであって、その意味では必ずしも斬新な改正ではない。

しかし、他方で、同法の制度は、保険契約一般の共通ルールとしてのコモンロー・ルールおよび 1906 年海上保険法の規律の位置づけに大幅な修正を加えるとともに、イギリス保険法上初めて、保険契約者を消費者と企業者とに分けて、消費者保険（家計保険）向けの規律と企業保険向けの規律

(44) The Law Commission and the Scottish Law Commission, *ibid*, para. 1. 18.

を区分する方向性を打ち出しており、21世紀以降のイギリス保険法の体系に大きな変化をもたらすものとして瞠目に値しよう。

今後の改正作業では、保険契約者および被保険者が企業者である場合の告知義務の内容やその違反の効果について、現状はどちらかといえば保険者よりになっているルールをより中立的な内容の規律に改める作業がプロラタ主義採用の是非の検討を含めて始められている⁽⁴⁵⁾。また、2012年消費者保険法では扱われなかった契約締結後の問題として保険金支払遅延に対する被保険者等の救済の在り方、詐欺的な保険金請求に対する保険者の救済方法、被保険利益等が検討課題として挙げられており、引き続きイギリス保険法の抜本的な見直しが行われようとしている⁽⁴⁶⁾。それだけに、今後ともイギリスにおける保険法制の見直し作業の動向とその行方は、比較法的見地からも注目しておく必要があろう。

(45) The Law Commission and the Scottish Law Commission, Insurance Contract Law: Business Insured's Duty of Disclosure and the Law of Warranties (Law Com Consultation Paper No.204/Scot Law Com Discussion Paper No. 155) (Joint Consultation Paper) (2012).

(46) The Law Commission and the Scottish Law Commission, Insurance Contract Law: Post Contract Duties and Other Issues (Law Com Consultation Paper No. 201/Scot Law Com Discussion Paper No. 152) (Joint Consultation Paper) (2011).

《資料》

「2012年消費者保険（告知および表示）法」

(Consumer Insurance (Disclosure and Representations) Act 2012 (c. 6))

2012 CHAPTER 6

消費者保険契約に係る告知および表示に関する規定を定める法律

(An Act to make provision about disclosure and representations
in connection with consumer insurance contracts) [2012年 3 月 8 日]

基本用語の定義 (Main definitions)

第 1 条 基本用語の定義 (Main definitions)

本法において、「消費者保険契約 (consumer insurance contract)」とは、次の各号に定める者の間でなされる保険契約を意味し、「消費者」とは消費者保険契約を締結しまたは締結しようとする自然人 (individuals) を意味し、「保険者 (insurer)」とは、消費者保険契約の他方当事者である、またはその当事者となろうとする者 (person) を意味する。

- (a) 自己の取引、営業または専門職業 (profession) に関係しない目的のためだけに、または、その目的を主眼として保険契約を締結する自然人、および、
- (b) 保険業を営み、かつ、その事業の一環として保険契約の当事者となる者 (2000年金融サービス・市場法の目的との関係で認可 (permission) を得て契約の当事者となると否とを問わない。)

契約締結前および契約変更前の情報提供

(Pre-contract and pre-variation information)

第 2 条 契約締結または契約変更前の告知および表示

(Disclosure and representation before contract or variation)

- (1) 本条は、消費者が消費者保険契約の締結または変更の前に保険者に対して行う告知および表示に係る規定を定める。
- (2) 消費者は、保険者に対し不実の表示 (misrepresentation) を行わないようにするため合理的な注意を払う義務を負う。
- (3) 消費者が、すでに提供されている事項について確認または修正を求める

保険者の要求に応じないことは、(本項の適用を受けないときに不実表示となる可能性があるか否かを問わず)本法の目的に関連して不実表示となる可能性がある。

- (4) 第2項に定める義務は、本法の適用前に同一の状況において存在した、消費者の保険者に対する告知または表示に係る義務に代替する。
- (5) 前4項によって、以下の各号の定めるところとする。
 - (a) 消費者保険契約は最高信義 (utmost good faith) 契約の一つである旨のコモンロー・ルールは、本法の規定の要求する限りにおいてこれを修正する。
 - (b) 1906年海上保険法の第17条(海上保険契約は最高信義契約である)の適用は、消費者保険契約である海上保険契約に関しては、本法の規定に従う。

第3条 合理的な注意 (Reasonable care)

- (1) 消費者が、不実表示を行わないようにする合理的注意を尽くしたかどうかは、関連する一切の事情に照らしてこれを決定する。
- (2) 以下の各号に定めるものは、本条第1項に基づく決定を行う際に考慮に入れることを要する事項の例示である。
 - (a) 当該消費者保険契約の種類 (type) と当該契約のターゲット市場 (target market)
 - (b) 保険者によって作成されまたは承認された、関連する一切の説明資料または刊行物 (relevant explanatory material or publicity)
 - (c) 保険者の質問がどの程度明確で特定のであったか。
 - (d) 消費者保険契約の更新 (renewal) または変更 (variation) に関連する保険者の質問に対する回答懈怠の場合は、保険者が当該質問への回答の重要性(または回答懈怠の場合に生じうる結果)をどの程度明確に伝えていたかどうか。
 - (e) 代理人 (agent) が消費者のために行っていたか否か。
- (3) 求められる注意の水準は、合理的な消費者 (reasonable consumer) の注意である。ただし、本項は本条第4項および第5項に従う。
- (4) 保険者が、現実の消費者に固有の特性 (particular characteristics) または事情を認識していた場合、または、認識すべきであった場合は、そのことを勘案するものとする。
- (5) 不誠実に (dishonestly) なされた不実表示は、これを常に、合理的注

意の欠如を示すものとみなす。

保険者救済が認められる不実表示（Qualifying misrepresentations）

第 4 条 保険者救済が認められる不実表示：定義および救済

（Qualifying misrepresentations：definition and remedies）

- （1） 保険者が、消費者保険契約の締結または変更前に消費者によって行われた不実表示を理由として当該消費者を相手とする救済を得るのは、次の各号に定める要件をいずれも満たすときに限られる。
 - （a） 消費者が本法第 2 条第 2 項に定める義務に違反して不実表示をしたこと、および、
 - （b） 保険者が、当該不実表示がなければ、当該保険者としては当該消費者保険契約をまったく締結しなかった（またはその変更に同意しなかった）か、または、異なった条件であったならば、そのときに限り当該消費者保険契約の締結または変更の同意を行ったであろうことを証明すること
- （2） 保険者が消費者を相手として救済を得る不実表示は、これを本法において「保険者救済が認められる不実表示（qualifying misrepresentations）」という。
- （3） 利用することができる救済は、附則第 1 に定めるものに限る。

第 5 条 保険者救済が認められる不実表示：類型および推定

（Qualifying misrepresentations：classification and presumptions）

- （1） 本法の目的に関連して、保険者救済が認められる不実表示（第 4 条第 2 項参照）とは、次の各号に定めるいずれかのものである。
 - （a） 悪意もしくは重過失によるもの（deliberate or reckless）、または、
 - （b） 過失によるもの（careless）
- （2） 保険者救済が認められる不実表示が、悪意もしくは重過失によるものとなるのは、消費者が次の各号に定める要件をいずれも満たすときである。
 - （a） 消費者が、表示が不実であるか、もしくは、保険者の判断を誤らせるものであることを知っていたか、または、当該表示が不実であるか、もしくは、保険者の判断を誤らせるものであるかどうかに配慮しなかったこと、かつ、
 - （b） 消費者が、当該不実表示に関連する事項が保険者にとって重要であること（relevant）を知っていたか、または、当該事項が保険者にとって

重要であるかどうかに配慮しなかったこと

- (3) 保険者救済が認められる不実表示が過失によるものとなるのは、当該不実表示が悪意または重過失によるものでないときである。
- (4) 保険者救済が認められる不実表示が悪意もしくは重過失によるものであることの立証責任は、保険者にある。
- (5) 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定めることが推定される。
 - (a) 消費者は、合理的な消費者としての知識 (the knowledge of reasonable consumer) を有していたこと、および、
 - (b) 消費者は、保険者が明確かつ具体的な質問を行った事項が、保険者にとって重要である (relevant) ことを認識していたこと

個別問題 (Specific issues)

第6条 真実性保証および表示 (Warranties and representations)

- (1) 本条は、次の各号のいずれかに定めるものに関して消費者によってなされる表示にこれを適用する。
 - (a) 消費者保険契約の申込み、または、
 - (b) 消費者保険契約の変更 (variation) の申込み
- (2) 前項の表示は、消費者保険契約の条項 (もしくは当該契約の変更の条件) によって、または、その他の契約によって (当該表示が契約の基礎 (the basis of the contract) を構成すると宣言するか否かにかかわらず)、これを真実性保証 (warranty) に転換することができない。

第7条 グループ保険 (Group insurance)

- (1) 本条は、次の各号に定めるすべての要件を満たす場合にこれを適用する。
 - (a) 保険契約がある者 (本条において、以下「A」という。) によって、他の者 (本条において、以下「C」という。) のために保険保護 (cover) を与えるために締結されるものであること、もしくは、そのような保護を与えるために保険契約の変更もしくは拡大 (varies or extended) が行われること
 - (b) C が当該契約の当事者でないこと
 - (c) C のための保険保護に関する限り、当該契約が A でなく C によって締結されていたならば、消費者保険契約となっていたこと、ならびに、
 - (d) C が、当該契約の締結前または当該契約の変更もしくは拡大に先立って、保険者に対して直接的または間接的に情報を提供したこと

- (2) C のための保険保護に関する限り、次の各号に定めるところによる。
- (a) 第 2 条および第 3 条は、C が当該保険保護を受けるために保険者と消費者保険契約を締結したものとみなして、C の保険者に対する告知および表示にこれを適用する。
 - (b) 本条第 3 項ないし第 5 項、ならびに、附則第 1 第 3 部に定める保険者の救済措置に関する修正に従って、本法のその他の規定は、C が当該保険保護を受けるために保険者と消費者保険契約を締結したものとみなして、C のための保険保護に関連してこれを適用する。
- (3) 第 4 条第 1 項第 b 号は、次のようにこれを読み替える。
- “(b) 保険者は、不実表示がなければ、当該保険者において、C のための保険保護の提供にまったく合意しなかったか、または、異なった条件であったならば、そのときに限り C のための保険保護の提供に同意したであろうことを証明するとき”
- (4) C の立場にあるものが複数であるときは、そのうちの一人が（本条第 2 項第 a 号に基づき）第 2 条第 2 項によって課される義務に違反しても、そのことが、他の者に関連する部分に関する限りは当該契約の効力に影響を及ぼさない。
- (5) 本条の定めは、A が保険者に対して負う義務、または、保険者が A による当該義務の違反を理由として A を相手に得ることができる救済には、一切影響を及ぼさない。

第 8 条 他人の生命の保険（Insurance on life of another）

- (1) 本条は、契約当事者ではない自然人（本条において、以下「L」という。）の生命の生命保険に係る消費者保険契約にこれを適用する。
- (2) 本条が適用される場合は、次の各号に定めるところによる。
- (a) 保険者に対し L によって提供された情報は、本法の目的に関連して、契約当事者が当該情報を提供したものとみなして、これを取り扱うものとする。
 - (b) 前項の情報に関連して、当該情報を提供した自然人の内心の状態、認識、事情または特性が問題となるときは、これを契約当事者ではなく L を基準として決するものとする。

第 9 条 代理人（Agents）

附則第 2 は、本法の目的に関連して、消費者保険契約の締結を仲介した代理人が消費者の代理人かまたは保険者の代理人かを決するときに限りこれを適用

する。

第10条 契約による制定法適用の排除 (Contracting out)

- (1) 消費者保険契約その他の契約の条項であって、本条第2項に定める事項に関して消費者を、本法の規定を受ける場合における当該消費者の地位よりも不利な地位に置くこととなるものは、その限りにおいてこれを無効とする。
- (2) 前項にいう事項とは、次の各号に定めるものである。
 - (a) 消費者が消費者保険契約の締結前または当該契約の変更新前に保険者に対して行う告知および表示、および、
 - (b) 保険者救済が認められる不実表示を理由とする一切の救済 (第4条第2項参照)
- (3) 本条は、消費者保険契約に基づいて生ずる請求に係る和解 (settlement) 契約にはこれを適用しない。

卷末規定 (Final provision)

第11条 本法の影響を受ける規定 (Consequential provision)

- (1) 以下の各号に定めるものと同一の効果をもたらす一切のコモンロールール (rule of the law) は、消費者保険契約に対する関係でこれを廃止する。
 - (a) 1906年海上保険法第18条 (被保険者による告知 (disclosure by assured))
 - (b) 1906年海上保険法第19条 (保険契約を締結する代理人による告知 (disclosure by agent effecting insurance))
 - (c) 1906年海上保険法第20条 (契約交渉中の表示 (representations pending negotiation of contract))
- (2) 1906年海上保険法は、次の各号に定めるところに従ってこれを修正する。
 - (a) 同法第18条においては、その末尾に次の規定を追加する。

“(6) 本条は、海上保険契約が2012年消費者保険 (告知および表示) 法という消費者保険契約であるときは、これを海上保険契約に適用しない。”
 - (b) 同法第19条においては、第1項となる現在の規定の次に次の規定を追加する。

“(2) 本条は、海上保険契約が2012年消費者保険 (告知および表示) 法

という消費者保険契約であるときは、これを海上保険契約に適用しない。”

(c) 第20条においては、その末尾に次の規定を追加する。

“(8) 本条は、海上保険契約が2012年消費者保険（告知および表示）法という消費者保険契約であるときは、これを海上保険契約に適用しない。”

(3) 1988年道路交通法（the Road Traffic Act 1988）の第152条（責任保険の被保険者に対する判決を受諾すべき保険者の義務に対する例外）については、同条第2項に次の各号に定める修正を行う。

(a) 第2項第a号では、「保険証券を失効させる（avoid）」の後に、「2012年消費者保険（告知および表示）法に基づいて、または、同法が適用されないときは」を挿入する。

(b) 第2項第b号では、「保険証券または担保（policy or security）」の後に、「2012年消費者保険（告知および開示）法に基づいて、または、」を挿入し、「それ（it）」を「当該保険証券または担保」に代える。

(4) 1981年（北アイルランド）道路交通令（the Road Traffic (Northern Ireland) Order 1981 (S. I. 1981/154 (N. I.)) の第98A条（責任保険の被保険者に対する判決を受諾すべき保険者の義務に対する例外）については、同条第2項に次の各号に定める修正を行う。

(a) 第2項第a号では、「保険証券を失効させる（avoid）」の後に、「2012年消費者保険（告知および表示）法に基づいて、または、同法が適用されないときは」を挿入する。

(b) 第2項第b号では、「保険証券または担保（policy or security）」の後に、「2012年消費者保険（告知および表示）法に基づいて、または、」を挿入し、「それ（it）」を「当該保険証券または担保」に代える。

第12条 本法の略称、施行、適用および範囲

(Short title, commencement, application and extent)

(1) 本法は、これを2012年消費者保険（告知および表示）法と略称することができる。

(2) 第1条および本条は、本法が可決される日よりこれを施行し、その他の規定は、財務省が省令（Statutory Instrument）によって行う命令をもって定めることができる日よりこれを施行する。

(3) 第2項に基づく命令は、本法が可決される日から1年以内の日を施行日

とすることができない。

- (4) 本法は、本法施行後に締結された消費者保険契約、および、本法施行後に合意された消費者保険契約に対する変更に対してのみこれを適用する。

グループ保険（第7条参照）の場合は、本法の適用対象には、本法の施行後に A によって締結された保険契約により行う C のための保険保護の提供、または、本法の施行後に C のための保険保護を与えるために変更または拡張された保険契約により行う C のための保険保護の提供を含む。

- (5) 本法のいかなる規定も、ある者がその者の代理人の作為または不作為に拘束されることとなる事由に影響を及ぼさない。
- (6) 第7項に掲げる規定を除き、本法はイングランドおよびウェールズ、スコットランドならびに北アイルランドにまで及ぶ。
- (7) 第11条においては、次の各号に定めるところに従う。
- (a) 同条第3項は、イングランドおよびウェールズ、および、スコットランドに限りこれを適用する。
- (b) 同条第4項は、北アイルランドに限りこれを適用する。

附則 (Schedules)

附則第1 保険者救済が認められる不実表示を理由とする保険者の救済
(Schedule1 Insurers' Remedies for Qualifying Misrepresentations)
(本法第4条第3項関係)

第1部 契約 (Part 1 Contracts)

総論 (General)

第1条 本附則の第1部は、消費者保険契約に関してなされた、保険者救済が認められる不実表示に関してこれを適用する。

悪意または重大な過失による不実表示
(Deliberate or reckless misrepresentations)

第2条 保険者救済が認められる不実表示が悪意または重大な過失によるものであったときは、保険者は次の各号に定めるところによる。

- (a) 保険者は、当該契約を取消し (avoid)、すべての請求 (claims) を拒

絶することができる。

- (b) 保険者は、払込済みの保険料（premiums paid）を返還することを要しない。ただし、保険者が当該保険料を保持することが、消費者にとって不公正（unfair）であるときは、この限りでない。

過失による不実表示—保険金請求（Careless misrepresentations-claims）

第3条 保険者救済が認められる不実表示が過失によるものであったときは、

第4条ないし第8条を一切の保険金請求に対して適用する。

第4条 保険者の救済は、消費者が本法第2条第2項に定める義務を履行したとすれば、保険者がどのように行動したかを基準とし、これに従って本附則第5条ないし第8条を解釈するものとする。

第5条 保険者が消費者保険契約をいかなる条件であっても締結しなかったとみとめられるときは、保険者は、当該契約を取消し、すべての請求を拒絶することができる。ただし、保険者は払込済み保険料を返還しなければならない。

第6条 保険者が消費者保険契約を締結したとしても、それが異なった条件（保険料に関する条項を除く。）によるものであったとみとめられるときは、当該契約は、保険者の請求があれば、これを、当該異なった条件に基づいて締結されたものとみなすものとする。

第7条 保険者が消費者保険契約を締結したとしても（保険料以外の事項に関する条件が同一のままであるか、それとは異なったものであったかは問わない。）、より高い保険料を課したとみとめられるときは、保険者は、保険金請求に基づいて支払われるべき金額をそれに応じて（proportionately）減額することができる。

第8条 前条において「それに応じて減額する」とは、保険者は、保険金請求に対して、そのような減額が行われなければ保険者が当該契約の条件に基づいて（または、本附則第6条が適用されるときには、同条に定める、異なった条件に基づいて）支払義務を負うものであろう金額の X % に相当する額を支払えば足りることを意味する。この場合の X は以下の公式によりこれを算出する。

$$X = \frac{\text{実際に課された保険料 (Premium actually charge)}}{\text{より高い保険料 (Higher premium)}} \times 100$$

過失による不実表示—将来に向けた契約の取扱い
(Careless misrepresentations-treatment of contract for the future)

第9条 (1) 本条は、次の各号に定めるところによる。

- (a) 本条は、保険者救済が認められる不実表示が過失によるものであったときに、これを適用する。
- (b) 本条は、未払いの保険金請求権 (outstanding claim) には関連しない。
- (2) 本附則第5条および第6条は (本附則第4条によって解釈したところに従って)、保険金請求がすでに行われているときにこれを適用するのと同様に、これを適用する。
- (3) 本附則第7条は (本附則第4条によって解釈したところに従って)、すでに行われた保険金請求に対してこれを適用するのと同様に、まだ行われていない保険金請求にもこれを適用する。
- (4) 本条第2項または第3項によって、保険者が本附則第6条または第7条によって与えられる権利の一方 (または双方) を有するときは、保険者は次の各号に定めることを行うことができる。
 - (a) 保険者が当該権利を有する旨を消費者に対して通知すること、または、
 - (b) 消費者に対する相当の通知 (reasonable notice) を行うことによって当該契約を終了させる (terminate) こと
- (5) 前項の規定にかかわらず、保険者は、保険契約が生命保険契約そのものであるとき、または保険契約が生命保険契約を主契約とするものであるときは、本条第4項第b号に基づき当該契約を終了させることができない。
- (6) 保険者が本条第4項第a号に基づく通知を消費者に対して行うときは、消費者は、保険者に対する相当の通知を行うことによって当該契約を終了させることができる。
- (7) 契約当事者の一方が本条に基づき当該契約を終了させるときは、保険者は、当該契約の期間の未経過期間 (balance) に関して終了させられた保険保護に係る払込済み保険料を返還しなければならない。
- (8) 本条に基づく契約の終了 (termination) は、契約終了前の保険期間において当該契約に基づき生ずる一切の保険金請求の取扱いに影響を及ぼさない。
- (9) 本条は、当該契約を終了させる契約上の権利には影響を及ぼさない。

第 2 部 変更 (Part 2 Variations)

第10条 本附則の第 2 部は、消費者保険契約に係る変更に関してなされる、保険者救済が認められる不実表示に関してこれを適用する。

第11条 変更の目的が、合理的にみて、当該契約で変更されない部分の目的と区別して取り扱うことができるものであるときは、本附則の第 1 部は、契約そのものにこれを適用するのと同様に、（必要な修正を付して）当該変更にもこれを適用する。

第12条 前条が適用されないときは、本附則の第 1 部は、保険者救済が認められる不実表示が、当該変更だけに関連してなされたものではなく、（本条の目的に関連して当該変更を含むものとして扱われる）契約全体に関連して行われたものとみなして、これを適用する。

第 3 部 グループ保険に係る修正 (Part 3 Modifications for Group Insurance)

第13条 本附則の第 1 部は、本法第 7 条に定めるところによりグループ保険契約に基づいて C に与えられる保険保護（cover）については、次条以下に定める修正を付してこれを読み替えるものとする（第 3 部において、「A」および「C」の意味は本法第 7 条におけるものと同一である。）。

第14条 消費者保険契約という場合、当該契約のうち C に対する保険保護を与える部分をいう。

第15条 保険金請求（claims）および保険料という場合、前条の保険保護に関連する請求および保険料をいう。

第16条 消費者という場合、次の各号に定めるところに従ってこれを読み替える。

(a) 本附則第 2 条第 b 号では、消費者は、誰であれ、C のための保険保護に関連する保険料、または保険料のうち C のための保険保護に関する部分を支払った者をいう。

(b) 本附則第 9 条第 4 項および第 6 項においては、消費者は、A をいう。

第 4 部 補則 (Supplementary)

第17条 1906年海上保険法第84条（対価欠缺（failure of consideration）を理由とする保険料返還）は、消費者保険契約に該当する海上保険契約に対する

関係で、本附則の規定に従ってこれを読み替える。

附則第 2 (Schedule 2) (本法第 9 条関係)

代理人の地位を決するための規律 (Rules for Determining Status of Agents)

第 1 条 本附則は、本法の目的のみに関連して、消費者保険契約が締結される際の代理人が消費者の代理人または保険者の代理人のいずれとして行為しているかを決するための規律を定めるものである。

第 2 条 代理人は、次の各号のいずれかに定めるときにはこれを保険者の代理人とみなす。

- (a) 代理人が、2000 年金融サービス・市場法の目的に関連して保険者の指定代理人 (appointed representative) として代理人の権限の範囲内で行為するとき
- (b) 保険者が代理人に対し保険者の代理人として消費者から情報を収集する明示の権限を授与している場合において、代理人が消費者から情報を収集するとき
- (c) 保険者が代理人に対し保険者の代理人として保険契約を締結する明示の権限を授与している場合において、代理人が保険者の代理人として保険契約を締結するとき

第 3 条 (1) 前条に定めるとき以外では、代理人は消費者の代理人として行為するものと推定する。ただし、一切の関連事情に照らして、当該代理人が保険者の代理人として行為しているとみとめられるときは、この限りでない。

- (2) 関連する可能性がある一定の事由は、これを次項以下に定める。
- (3) 代理人が消費者のための代理人として行為するものの確証をもたらす可能性がある事情の例としては、次の各号に定めるものがある。
 - (a) 代理人が消費者に対し公平な助言を与えることを引き受けていること
 - (b) 代理人が保険市場について公正な分析を行うことを引き受けていること
 - (c) 消費者が代理人に対し報酬を支払うこと
- (4) 代理人が保険者のための代理人として行為するものの確証をもたらす可能性がある事情の例としては、次の各号に定めるものがある。
 - (a) 代理人が、問題となった種類の保険の申込みを、当該種類の保険を提

供する複数の保険者のうち特定の一保険者だけを相手に行っていること

- (b) 代理人が、問題となった種類の保険の申込みを行える保険者の数を制限する効果を持つ契約上の義務を負っていること
- (c) 保険者が、問題となった種類の保険を、当該種類の保険を取り扱う代理人の内の限られた一部の者を通じて提供すること
- (d) 保険者が代理人に対し、代理人としての業務を行うに当たり当該保険者の名称を用いることを許諾していること
- (e) 問題となった保険が代理人の名称を用いて販売されていること
- (f) 保険者が代理人に対し消費者を顧客として勧誘することを依頼していること

第 4 条 （１） 財務省において、本附則第 3 条第 3 項または第 4 項の例示事項が実情に合わなくなったとみとめるときは、財務省は、省令（Statutory Instrument）によって行う命令をもって、同項への事項の追加、事項の削除または事項の変更を行うために同項を変更することによって、同項に定める例示事項を更新することができる。

- （２） 本条第 1 項に基づく命令を含む省令は、省令案が貴族院および下院の両方に提出され両院の決議によって承認されない限り、これを制定することができない。